

産業雇用安定センターについて



応援します、頑張るあなたの新職場!!



産業雇用安定センターについて

プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、1987年（昭和62年）

3月に当時の労働省、日経連、産業団体※などが協力して失業なき労働移動を支援する公的機関として設立されました。

以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合（労働組合）などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける「人材の橋渡し」の業務を無料で実施しています。



※ 基本財産出捐団体

- 一般社団法人 日本造船工業会
- 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- 電気事業連合会
- 一般社団法人 全国銀行協会
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本電機工業会
- 一般社団法人 セメント協会
- 日本化学繊維協会
- 日本製紙連合会
- 日本石炭協会
- 日本紡績協会
- 一般社団法人 日本民営鉄道協会
- 一般社団法人 日本船主協会

一目でわかる産業雇用安定センター

厚生労働省と
経済産業団体が協力

雇用の
セーフティ
ネット
として設立した
公的機関

再就職・出向の実績

約 **22万** 人

幅広い業種の企業出身者
が担当

約 **500人**
のコンサルタント

1,678

専任コンサルタントが
寄り添ってサポート

**マンツーマン
対応**

質の高い求人情報

企業訪問
による
求人開拓

地域ネットワークによる
多様な求人

地元企業
公的機関
からの独自求人
多数あり

全国47都道府県事務所
のネットワーク

**UIターン
対応**

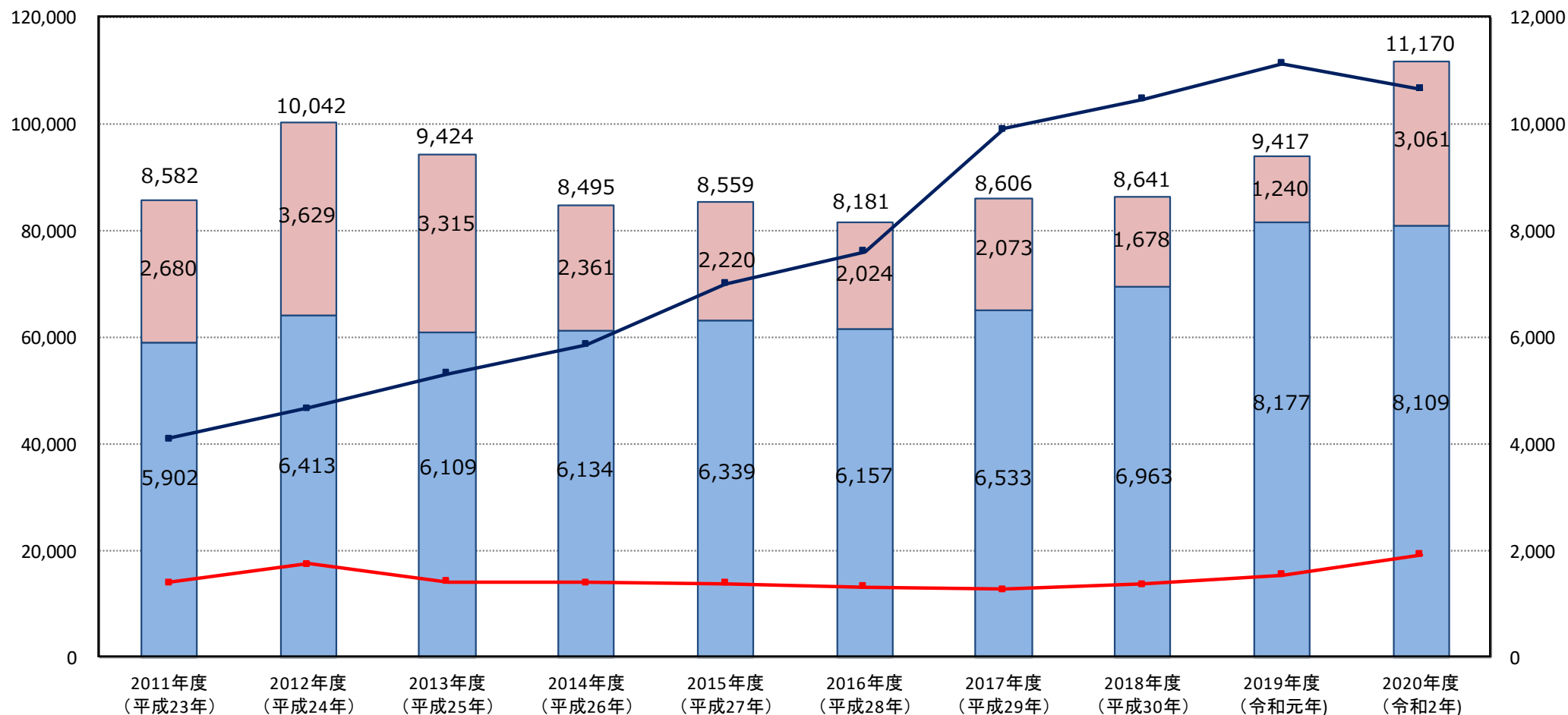
企業様・個人の方の
再就職・出向にかかる費用

無料

出向・移籍の実績の推移

受入・送出情報(人)

成立数(人)



出向成立	2,680	3,629	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061
移籍成立	5,902	6,413	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109
成立合計	8,582	10,042	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170
受入情報	41,226	46,858	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727
送出情報	14,155	17,664	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489

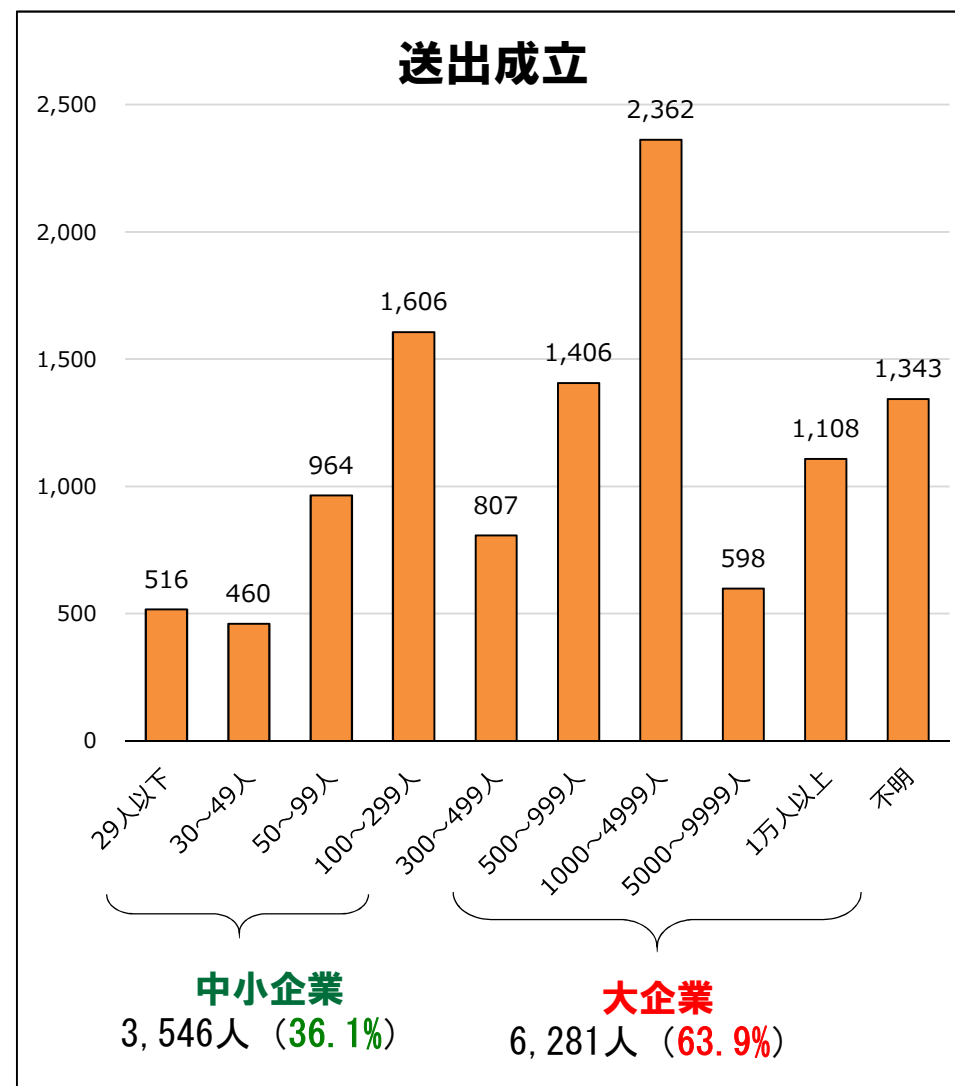
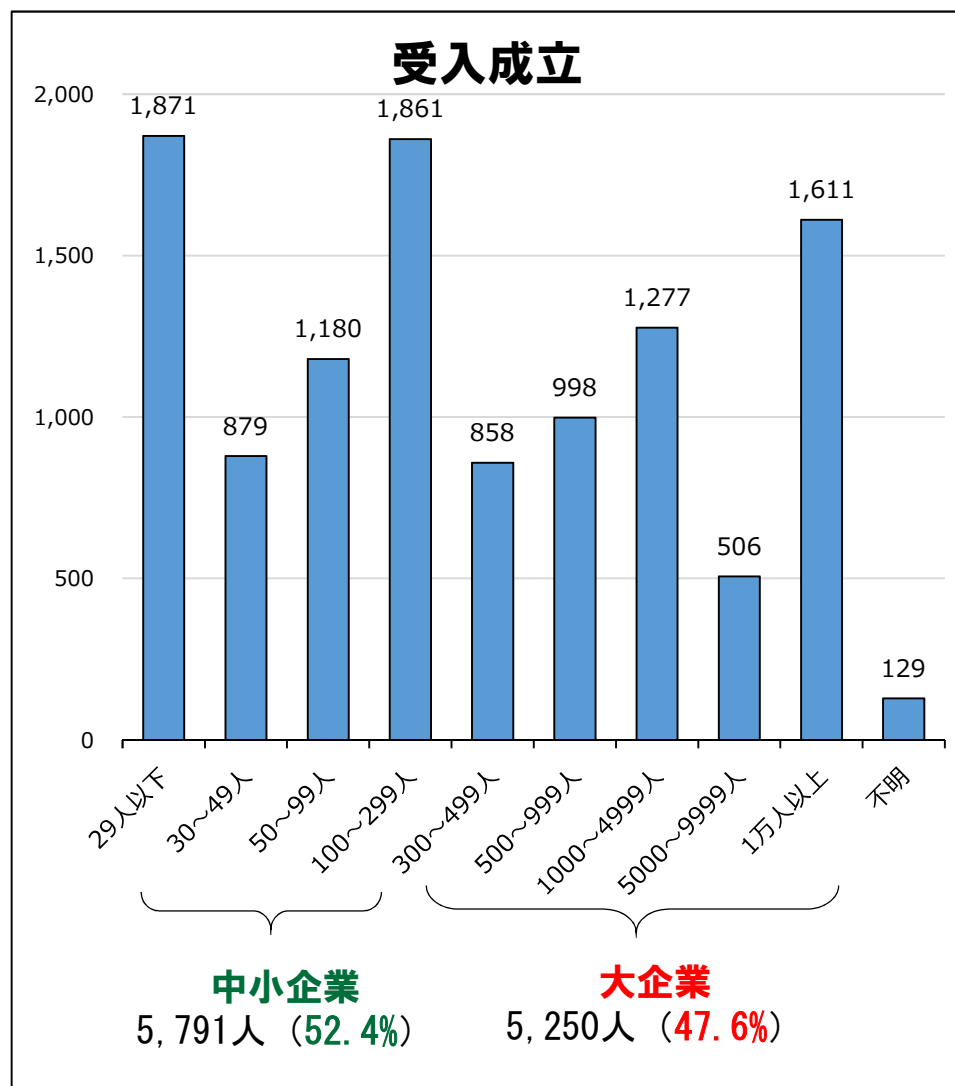
成立実績の11,170件のうち、**同一業種**への成立は4,719件（42.2%）となっている
 ＜ **同一職種**への成立は6,842件（61.3%） ＞

送出業種 受入業種	業、 農業・ 鉱業・ 林業・ 漁業	建設業	製造業	給電・ 気水・ 水道・ ガス・ 熱供給	情報 通信 業	運輸・ 郵便業	卸売・ 小売業	金融業・ 保険業	業不 動産 業、 物品 賃貸	術学 サ一 術研 究、 専門・ 技	ス宿 泊業 、 飲食 サ一 ビ	業生 、 生活 関連 サ一 ビス	教育 、 学習 支援 業	医療 、 福祉	複合 サ一 ビス 事業	類サ ービ ス業 （他 に分 類さ れな いもの）	公務 、 その他	総計
農業・林業・漁業・鉱業等	3	1	40		2		6	1		1	3	1		1	16	2	5	82
建設業		12	136		6	3	29	5	13	3	12	5			4	20	57	305
製造業	12	25	3,146	0	17	453	218	9	8	63	86	34	1	2	8	67	138	4,287
電気・ガス・熱供給・水道業			26	1	1		5										1	34
情報通信業		1	67	1	39	7	29	5	4	1	19	1	1			13	43	231
運輸・郵便業		5	184		9	93	44	2	3	4	13	20	1	1		10	42	431
卸売・小売業	3	6	480	1	17	92	585	5	23	47	84	223	3	6	2	18	98	1,693
金融業、保険業			38		5	2	80	10	3		1	4		1		4	13	161
不動産業、物品賃貸業		4	121	1	18	6	56	3	21	6	31	5		1		9	122	404
学術研究、専門・技術サービス業		1	164	1	11	9	31	3	5	4	5	12		3	1	18	54	322
宿泊業、飲食サービス業			58		1	26	34	1	1	21	90	13	4	1	3	16	38	307
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	75	1	5	9	23	1	1	2	20	12		2	4	4	30	191
教育、学習支援業			75	2	7	2	43	1	3	5	5	5	5	3		10	75	241
医療、福祉	2	2	231	6	13	25	137	10	10	17	51	19	4	90	5	24	139	785
複合サービス事業	9		34		1	11	16			2	1	1		1		1	6	83
サービス業(他に分類されないもの)	3	15	432	8	37	113	155	11	13	23	57	61	3	6	4	44	286	1,271
公務、その他		2	98	5	9	3	47	16	3	5	8	2	2	3	4	8	127	342
総計	33	75	5,405	27	198	854	1,538	83	111	204	486	418	24	121	51	268	1,274	11,170

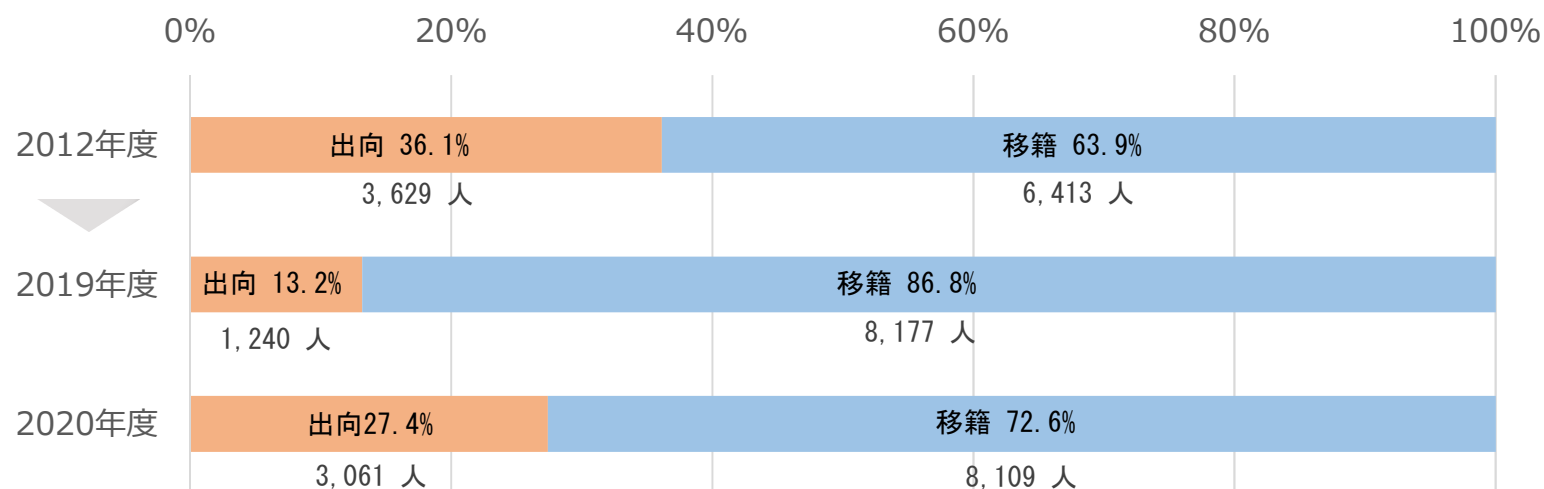
…同一業種への成立

受入成立の割合は大企業（300人以上）より中小企業（299人以下）が約5ポイント多く、送出成立の割合では逆に大企業が中小企業より約28ポイント多い。

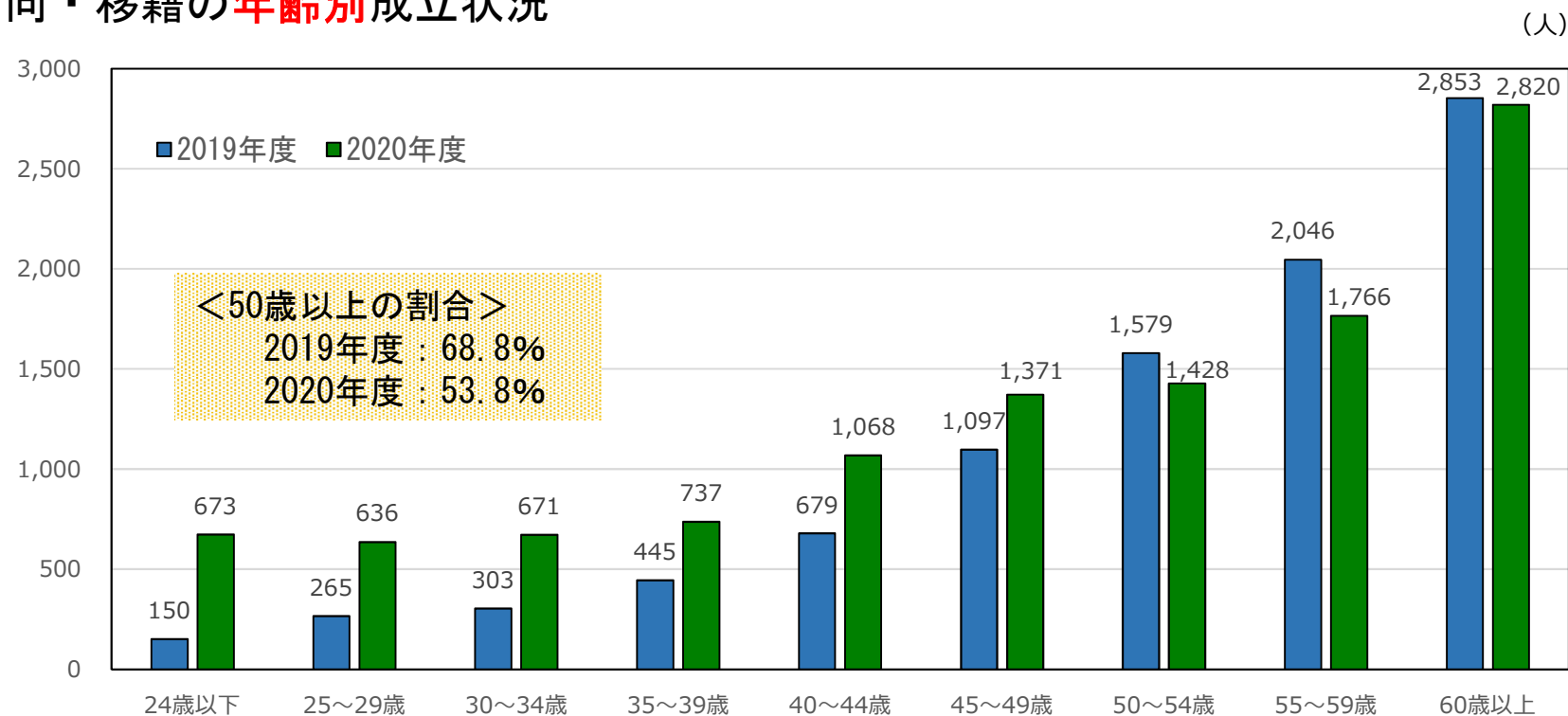
⇒ 総じて大企業から中小企業への労働移動となっている。



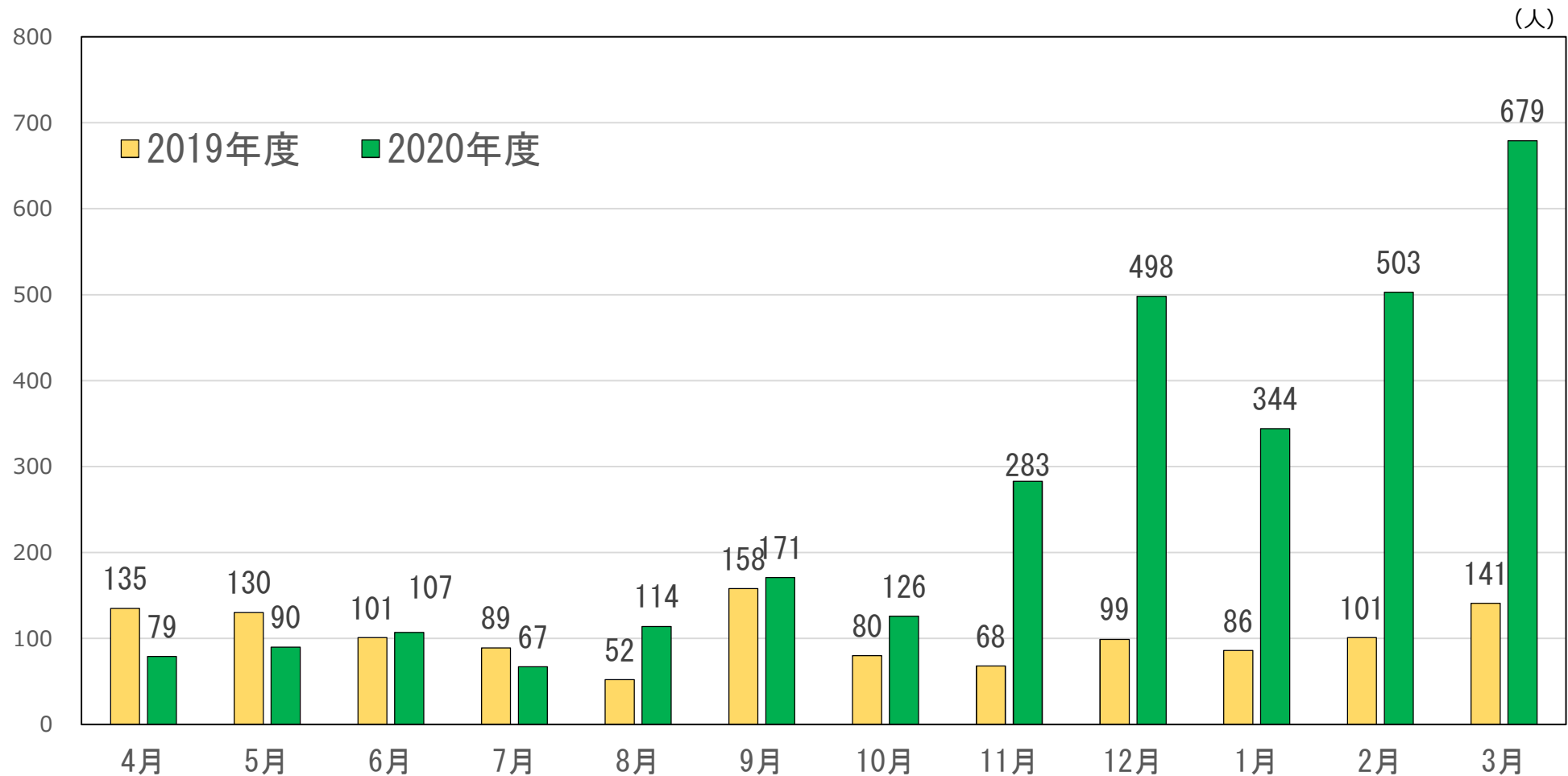
■ 出向・移籍比率の推移（成立）



■ 出向・移籍の年齢別成立状況



出向の月別成立の推移



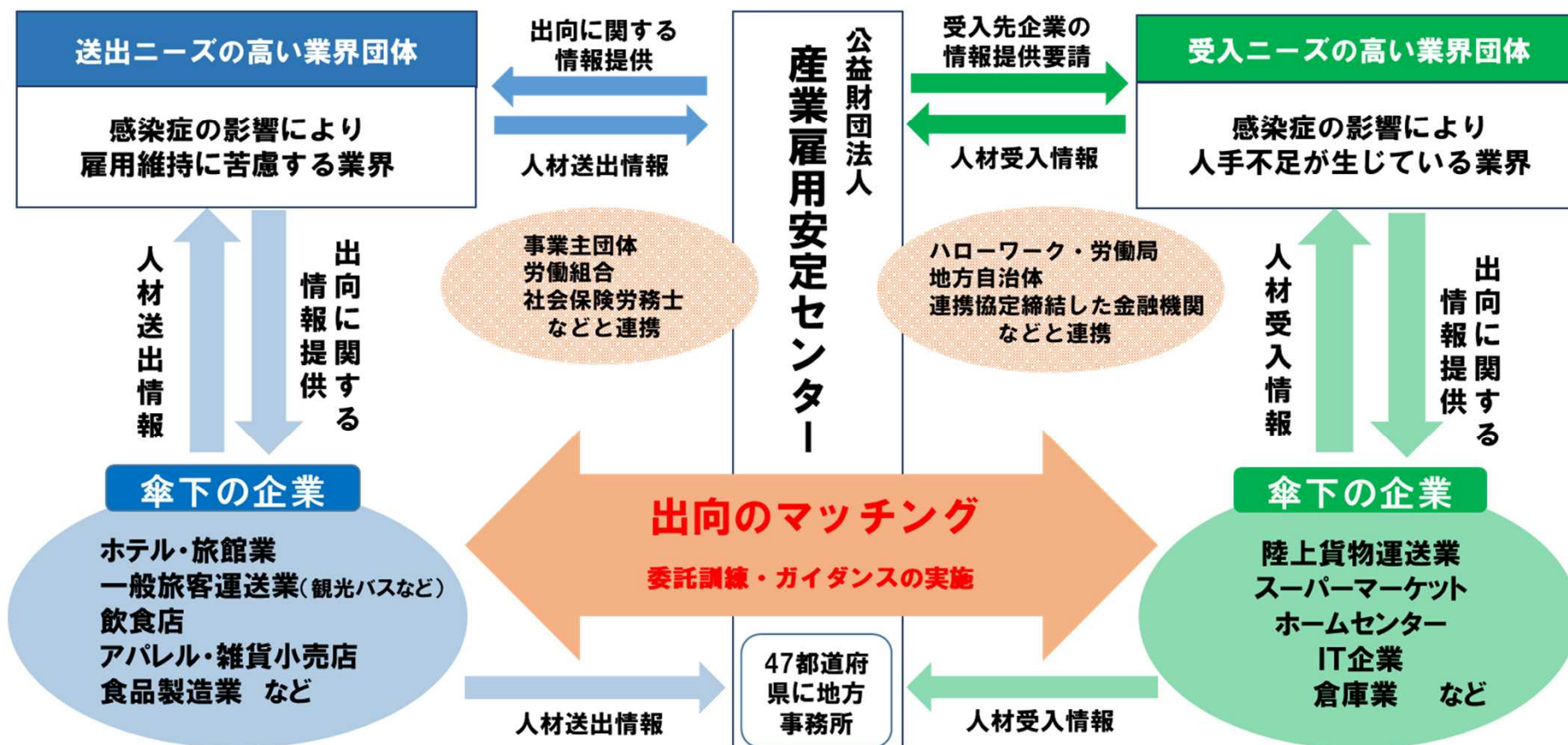
2019年度
出向成立数：1,240人

2020年度
出向成立数：3,061人

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



感染症の影響を受けた企業の在籍出向を活用した雇用維持の具体例

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1 	空港関連サービス業 (グランドハンドリング関連)	感染症の影響によりインバウンドを含む旅客取扱が大幅に減少しており、空港での受付、案内、手荷物の搬送・積載などのグランドハンドリング業務の雇用が過剰となっている。感染症収束後を見据えて、特殊な技術と経験を有する従業員の雇用を維持するために出向を活用したい。	情報処理・提供サービス業 (コールセンター)	テレマーケティングのためのコールセンター業務を受託しているが、人材が不足している。接客スキルの高い人であれば出向として受け入れたい。	44
事例 2 	航空運送業	感染症の影響により国内・国際旅客運輸が減少している。余剰人員の雇用を確保するため受付・案内業務の社員を出向させたい。	労働者派遣業 (コロナ関係受託事業)	地方自治体からコロナワクチン接種会場の準備と運営業務を受託し、自社の直接雇用の形態により人材確保したい。接客スキルが高い人材を出向として受け入れたい。	8
事例 3	旅行代理店	インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していない状況だが、担当者の雇用は維持したいので出向を活用したい。	保育園	保育園での給食の調理補助者が育児休業をすることとなったので、1年間の有期雇用での求人を出していたが、出向での受け入れを考えたい。	1
事例 4	業務用酒類販売業	緊急事態宣言の発出により居酒屋・レストランからの酒類や各種飲料の受注が大幅に減少し、配送を担当する従業員の雇用が過剰となっているが、従業員の雇用維持を最優先に考え出向を活用したい。	生活協同組合	家庭での食材や日用品の注文が極めて高い水準で続き繁忙を極めているが、配送ドライバーや物流センターのピッキング要員が確保できず困っているため、出向で受け入れたい。	3
事例 5	鉄鋼業	感染症の影響により事業再編を余儀なくされており、生産技術要員の配置転換が必要となった。配置転換の選択肢としてグループ企業外への出向を活用したい。	有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業)	来春稼働予定のパイロットプラント建設工事に当たり、機械設計者を確保する必要がある。	1
事例 6 	旅行代理店	東南アジアからの旅行者に対する企画販売を行っているが、国の産業雇用安定助成金を活用して営業職の雇用を維持したい。出向先候補企業との顔合わせや、対象労働者に職場見学してもらう機会を産雇センターがセットしてくれた。	老人福祉・介護事業	介護付有料老人ホームを運営しているが、慢性的な人手不足の状況。丁寧な接遇ができる人を受け入れたい。出向元企業と労働者にも納得して安心して出向させてもらいたい。	2
事例 7	一般乗合旅客自動車運送業 (高速路線バス等)	感染症の影響で高速バスの旅客が減少しており減便を余儀なくされている。当面、バス運転手はローテーションで業務に従事させているが、今回は乗車券販売や予約受付等の事務職従業員の雇用を維持するため、一時的な出向送出を考えたい。	ポンプ・圧縮機器製造業	産業用ロボットや医療機器の空気動力に関連する部品を製造している。一時的な受注増に伴い生産が増加しているが、製造工程の人材確保ができないので出向として受け入れたい。商工会議所に相談したところ、産業雇用安定センターの活用を勧められた。	3
事例 8	一般貸切旅客自動車運送業 (観光バス)	訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。	一般貨物自動車運送業 (精密部品輸送)	精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。	2
事例 9 	旅館・ホテル業 (リゾートホテル)	インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。フロント、客室担当を一時的に出向してもらって雇用を維持したい。	情報処理・提供サービス業 (コールセンター)	新たにコールセンターを開設した。自治体からコロナワクチンに関する相談や手続きに関する業務を受託し、スタッフを採用しているところだがまだ足りない。接客スキルが高い人が出向で来てくれるのであれば受け入れたい。	10

◆ 地方自治体

京都府（【短期】雇用シェアリングモデル事業（雇用の短期助け合いマッチング））

- ・経済団体、労働者団体、国・府・京都市の行政に「産業雇用安定センター京都事務所」を加えたオール京都による推進体制を構築。
- ・社労士派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポート。

福井県（ジョブシェアリング促進事業）

- ・2020年10月から、福井県がコロナの影響等を受ける企業の雇用サポートとして「ジョブシェアリング促進事業」を立ち上げ、福井県雇用シェア促進協議会を設置。
- ・福井県と産雇センター福井事務所の間で連携協定を締結。
- ・労働力過剰企業および労働力不足企業の需給ニーズ等の企業情報の提供を相互に行い、出向等のマッチングを促進。

◆ 労使団体

愛知県経営者協会

- ・2019年4月より、愛知県経営者協会と産雇センター愛知事務所にて以下の連携強化を実施。
 - ①産雇センターの人材送出・受入情報を愛知経営者協会会員企業へ発送、実績情報の周知PR
 - ②愛知県経営者協会会員企業向け説明会の開催
 - ③産雇センターと経営者協会の既存研修等の後援、共催
 - ④愛知県経営者協会会員企業向け相談窓口の設置
- ・愛知県経営者協会が会員企業から送出・受入情報を聞き取り、産雇センター愛知事務所へ取り次ぎ。

札幌商工会議所

- ・2020年11月16日より、札幌商工会議所と産雇センター北海道事務所が在籍型出向制度を活用した出向支援を実施。
- ・札幌商工会議所・産雇センター北海道事務所で受入企業、送出企業の相談募集。
- ・相談内容は、札幌商工会議所（申込フォーム）で受け付け、相談内容に応じて産雇センター北海道事務所へ支援依頼。
- ・契約サポート、担当者同士の面談・マッチングのセッティングなどマッチングに向けて支援。

UAゼンセン

- ・UAゼンセン本部と産雇センター本部間で2020年9月に連携協定を締結。
- ・これにより、全国のUAゼンセン支部と産雇センター地方事務所間で、出向・移籍に関する情報共有を強化し、円滑なマッチングに繋げる。

◆ 金融機関

M銀行

- ・M銀行が各支店で取引先企業の雇用過不足の人材ニーズを把握し、本店にて人材ニーズ情報を集約。
- ・支援が必要と判断された人材ニーズ情報を産雇センター本部に提供（トスアップ）。（2020年10月8日連携協定締結）
- ・産雇センター本部から地方事務所へ出向あっせん支援指示。地方事務所は、同銀行支店と連携しながらマッチングを行う。

S信用金庫

- ・2019年8月、S信用金庫と産業雇用安定センター静岡事務所が連携協定締結。
- ・顧客企業の人手不足情報を産雇センター静岡事務所に提供するほか、支店長らによる企業訪問の際に産雇センター職員が同行。

連携協定の締結状況

～2021年4月1日現在～

金融機関	35
経済団体	11
労働組合	3
行政機関	9

キャリア人材バンクのご案内

産業雇用安定センターでは、全国の地方事務所で「キャリア人材バンク」の登録を受け付けています。

「キャリア人材バンク」では、働く意欲があり能力・経験が豊富な60歳以上の高齢者の方と、その能力・経験を必要とする企業との間をコンサルタントが丁寧にマッチングいたします。

キャリア人材バンクに登録できる方

■ 会社を通じての登録

- ① 60歳以上の在職者の方で
- ② 定年、継続雇用終了や有期雇用契約期間満了後に再就職を希望する方が
- ③ 会社を通じて登録する場合

または

■ 個人での登録

- ① 60歳以上70歳以下の方で
- ② 在職中で再就職を希望する方、または、離職後1年以内の方で再就職を希望する方

キャリア人材バンク

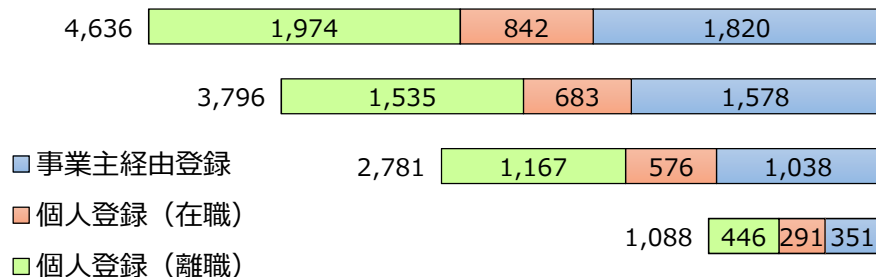
キャリア人材バンクに登録できる求人企業

■ 高齢者を採用するに当たって、以下の条件にいずれも該当する場合

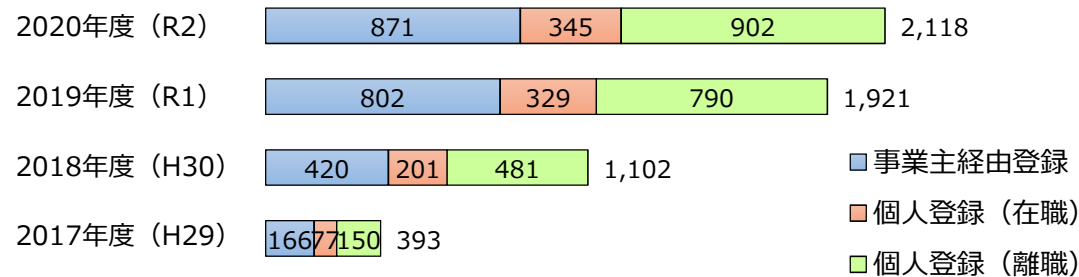
- ① 66歳以降も働き続けることが可能であり
- ② 採用する方の能力・経験を活かすことができ
- ③ 採用後の雇用期間が1年以上見込まれること

登録者・成立状況

登録者数



成立者数



センターに関する経済団体の提言・要望

日本商工会議所 東京商工会議所

「新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見」

(2020年11月19日) より抜粋

II. 中小企業の事業継続とポストコロナを見据えた ビジネス変革への支援

(2) 雇用維持への支援継続と拡充

② 雇用吸収力のある産業や成長分野への「失業なき労働移動」の促進

・産業雇用安定センターによる雇用過剰企業と人手不足企業等とのマッチングの推進支援

③ 中小企業の中途採用・経験者採用、新卒採用に関する支援の拡充等

・中途採用・経験者採用を支えるハローワークや産業雇用安定センターの機能強化

日本経済団体連合会

「雇用保険制度見直しに関する提言」
(2019年9月17日) より抜粋

3. 雇用保険の制度設計に関する考え方

(1) 高齢者の雇用・就業機会確保に向けて

② 70歳までの就業機会確保に向けた対応

「政府は、骨太方針 2019 等において、70 歳までの就業機会確保ための仕組みの実現に向け、多様な選択肢を示した上で、企業の努力規定とする法案提出を図る方針を示している。(中略) 政策的な支援のひとつとして、雇用保険二事業の効果的活用を期待したい。多様な高齢者の就労ニーズに対応するため、企業における高齢者の就業環境の改善を促す助成金の拡充とともに、就業機会の様々な選択肢が実際活用されるよう、国・地方自治体・公的機関のキャリア支援サービスやマッチング機能の充実・強化が不可欠である。たとえば、ハローワークにおける高齢者向けの就労支援、地方自治体等が提供する独自のサービス、**産業雇用安定センターの機能を充実し、就業機会の拡大、マッチング機能の強化を図るべきである。**」

産業雇用安定センター地方事務所の所在地一覧

	事務所名	住 所	ビ ル 名	電 話
1	北海道事務所	札幌市中央区北1条西2-1	札幌時計台ビル8階	011-232-3853
2	青森事務所	青森市新町2-2-4	青森新町二丁目ビルディング8階	017-777-8702
3	岩手事務所	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル5階	019-625-0434
4	宮城事務所	仙台市青葉区本町1-1-1	大樹生命仙台北本町ビル9階	022-726-1826
5	秋田事務所	秋田市山王3-1-7	東カンビル4階	018-823-7024
6	山形事務所	山形市東原町2-1-20	山形ロイヤルセンチュリービル4階	023-624-8404
7	福島事務所	福島市栄町6-6	NBFユニックスビル10階	024-523-4520
8	茨城事務所	水戸市城南1-1-6	サザン水戸ビル4階	029-231-6044
9	栃木事務所	宇都宮市大通り1-4-24	MSCビル6階	028-623-6181
10	群馬事務所	前橋市古市町1-50-1	吉野屋ビル3階	027-255-2586
11	埼玉事務所	さいたま市大宮区仲町3-13-1	住友生命大宮第二ビル2階	048-642-1121
12	千葉事務所	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	リードシー千葉駅前ビル 6階	043-216-3670
13	東京事務所	新宿区西新宿4-15-3	住友不動産西新宿ビル3号館5階	03-5358-7421
14	神奈川事務所	横浜市中区住吉町6-68-1	横浜関内地所ビル3階	045-680-1231
15	新潟事務所	新潟市中央区東大通1-2-25	北越第一ビル10階	025-245-3520
16	富山事務所	富山市奥田新町8-1	ボルファートとやま10階	076-442-6900
17	石川事務所	金沢市上堤町1-12	金沢南町ビル4階	076-261-6047
18	福井事務所	福井市大手2-7-15	明治安田生命福井ビル4階	0776-24-9025
19	山梨事務所	甲府市丸の内2-16-4	丸栄ビル5階	055-235-6236
20	長野事務所	長野市栗田源田窪1000-1	長栄長野東口ビル3階	026-229-0555
21	岐阜事務所	岐阜市鶴舞町2-6-7	ワークプラザ岐阜3階	058-246-7060
22	静岡事務所	静岡市葵区黒金町11-7	大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1343
23	愛知事務所	名古屋市市中村区名駅南2-14-19	住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876
24	三重事務所	津市羽所町700	アスト津2階	059-225-5449
25	滋賀事務所	大津市梅林1-3-10	滋賀ビル6階	077-526-3991

	事務所名	住 所	ビ ル 名	電 話
26	京都事務所	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623	第11長谷ビル9階	075-211-2331
27	大阪事務所	大阪市中央区大手前1-7-31	OMMビル4階	06-6947-7663
28	兵庫事務所	神戸市中央区元町通6-1-8	東栄ビル1階	078-366-4252
29	奈良事務所	奈良市大宮町1-1-15	ニッセイ奈良駅前ビル4階	0742-24-2015
30	和歌山事務所	和歌山市北出島1-5-46	和歌山県労働センター3階	073-432-4690
31	鳥取事務所	鳥取市東品治町102	鳥取駅前ビル3階	0857-20-1500
32	島根事務所	松江市御手船場町551	ニッセイ松江ビル6階	0852-27-1151
33	岡山事務所	岡山市北区磨屋町10-20	磨屋町ビル4階	086-233-3081
34	広島事務所	広島市中区袋町3-17	シシンヨービル9階	082-545-6800
35	山口事務所	山口市小郡高砂町3-26	ナガオビル4階	083-973-8071
36	徳島事務所	徳島市八百屋町2-11	ニッセイ徳島ビル5階	088-626-9511
37	香川事務所	高松市常磐町1-3-1	瓦町FLAG9階	087-802-6355
38	愛媛事務所	松山市三番町4-11-1	住友生命松山三番町ビル4階	089-931-5494
39	高知事務所	高知市はりまや町1-5-1	デンテツ・ターミナルビル5階	088-861-3011
40	福岡事務所	福岡市博多区博多駅前2-1-1	福岡朝日ビル6階	092-475-6295
41	佐賀事務所	佐賀市駅南本町6-4	佐賀中央第一生命ビル10階	0952-22-7163
42	長崎事務所	長崎市大黒町9-22	大久保大黒町ビル本館5階	095-826-5626
43	熊本事務所	熊本市中央区花畑町一丁目7番	MY熊本ビル6階	096-359-3526
44	大分事務所	大分市府内町3-4-20	大分恒和ビル7階	097-538-0512
45	宮崎事務所	宮崎市高千穂通1-6-35	住友生命宮崎ビル3階	0985-38-7210
46	鹿児島事務所	鹿児島市中央町26-18	南日本中央ビル4階	099-812-9551
47	沖縄事務所	那覇市松尾1-19-1	合人社沖縄県庁前アネクス9階	098-860-0750